

いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業
(進出企業の県外出身社員等とのエンゲージメント創出事業) 業務委託に関する仕様書 (案)
【プロポーザル用】

1 業務名

いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり事業 (進出企業の県外出身社員等とのエンゲージメント創出事業) 業務委託

2 委託業務の目的

市内進出企業に勤務する県外出身の社員等が地域とのつながりを築きにくいことから、当該社員等を対象にいわきの地域資源を体験する機会を提供するとともに、その関係性をもとに市内進出企業の首都圏本社等を直接訪問し、本社内の研修や売店等におけるいわきの地域資源や産品等の活用を働きかけることにより、当該企業及び社員といわき地域との継続的なエンゲージメントを構築し、進出企業の持つネットワークも活かした地域活性化を図ることを目的とする。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日までの期間

4 委託業務の内容

(1) 市内企業の県外出身者等を対象としたモニターツアーの構築・運営

ア 事業参加企業の選定と連絡・調整

- ・ 当事業へ参加する企業として、いわき市内に本社や事業所のある進出企業で「いわき地域の地域振興に貢献したい」との意向を持つ企業を10社以上選定し、事業に参加してもらうために必要となる説明や連絡調整を行うこと。また、発注者と連携して、参加に当たって必要となる事前打合せや連絡調整を行うこと。

イ モニターツアーの実施

- ・ いわき市内の中山間地域等の地域資源や産業遺構、歴史、文化など、いわきの「コア」な魅力を体感し、いわきのファンになってもらうことを目的としたモニターツアーを構築し、11月末までに合計8回以上実施すること。

なお、モニターツアーについては、①夕方から夜にかけて夜景スポットなどを巡る「ナイトツアー」、②社員及びその家族が参加できる「家族向けツアー」、③「常磐もの」の調理など、実際に作業を体験できる「体験ツアー」、④磐越東線を利用して沿線の観光スポットを巡る「磐東線ツアー」、⑤いわき市内の酒造を巡り、試飲などができる「酒造ツアー」を原則として実施すること。(実施の可否については要協議)

- ・ モニターツアーの構築に当たっては、各回ごとに異なるテーマを設定し、必要に応じてツアーガイドを設定すること。また、モニターツアー受入施設やツアーガイド等の関係者に対する説明、事前打合せ、必要となる連絡調整及び謝金等の支払いを行う

こと。

- ・ モニターツアーについては、1 回あたりの参加者を5～20名程度とし、原則日帰りとする。また、モニターツアーの実施に当たっては、参加企業及び受入施設のニーズや希望を踏まえ、平日・休日(土日・祝日)どちらでも対応できる体制を構築し、柔軟にツアー行程を構築すること。ただし、参加企業及び受入施設のニーズや希望等がある場合は、発注者との協議により柔軟に対応すること。

また、4 回以上は2 社以上の企業(グループ企業や系列企業を含む)の社員が合同で参加し、企業間交流ができる内容のツアーを構築・実施すること。

- ・ モニターツアーの移動については、原則貸切バス1 台を手配し、参加者、ツアーガイド及び事務局が乗り合いでツアー行程を巡ることとするため、実施に必要なバスの手配及び関係機関との連絡調整を行うこと。

ただし、参加企業及び受入施設のニーズや希望等がある場合は、発注者との協議により柔軟に対応すること。

- ・ 参加者はモニターツアーに無料で参加するものとし、モニターツアーに必要となる経費については、当該委託料から支出すること。
- ・ モニターツアー参加企業との連絡調整、ツアー当日のアテンド対応、ツアー実施に係る必要経費の支払いを行うこと。
- ・ モニターツアーの実施に当たっては、イベント保険に加入するとともに、その他必要となる手続き(入館許可など)を円滑に進めること。
- ・ モニターツアーの参加者に対して、ツアーに参加しての学びや体感したいわきの魅力等の項目についてアンケートを各回ごとに実施し、その結果を取りまとめること。
- ・ 参加企業に対し、当日参加した社員の感想や学び等について、社内ネットワーク(社内報など)や SNS(企業公式アカウントなど)等において情報発信してもらうよう事前の説明や打合せ時に周知すること。

また、参加企業の社内ネットワークや SNS 等での情報発信の内容について、参加企業に情報提供を依頼するとともに、提供のあった資料について、参加者の評判や効果を分析すること。

- ・ 実施した各モニターツアーの内容や設定したツアーテーマについて、地元メディアや SNS 等を活用して、広く一般県民向けに広報すること。

(2) 進出企業における継続的なエンゲージメントづくり

- ・ 過年度(R4・R5) 事業及び今年度(R6) 事業において実施したモニターツアーの実績(ツアー内容やテーマ、訪問施設の詳細、連絡先、担当者など)について分かりやすく取りまとめたパンフレットを500部作成し、進出企業に配布すること。また、パンフレットを電子データ化して発注者に納入すること。更に、パンフレットに掲載したモニターツアーを社員研修や企業の福利厚生メニューとして採用してもらうよう、市内進出企業(20社以上)を直接訪問し、説明すること。

- ・ モニターツアー参加企業の首都圏本社等(10社以上)に対して、本社における社員研修でのモニターツアーの採用や、売店等でいわきの産品を取り扱ってもらうよう、直接訪問し、説明すること。
- ・ 令和7年度以降、企業が自ら社内研修や福利厚生メニュー等で同様のツアーを実施することができるよう、提案を行うこと。

※留意事項

- ・ 業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制等を発注者に申告し了解を得ること。なお、再委託先に対しては、指示、業務管理を徹底すること。
- ・ 個人情報の取扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・ 本事業により作成した広報動画、取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて発注者に帰属することとし、一切のデータ等を発注者に納品すること。

5 成果品

実績報告書（正本・副本1部ずつ）

6 提出書類

受注者は、委託契約書に定めるもののほか、発注者が業務の確認に必要と認める書類を提出すること。

7 統括責任者

受注者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 事業実施に当たっての打合せ

受注者は、本業務の期間において、必要に応じて発注者との間で随時打合せを行うものとする。

9 その他

- (1) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本委託業務に含まれるものとする。
- (3) 受注者は本委託業務において知り得た秘密を、発注者の許可なく第三者に公表してはならない。